

神奈川、昭62不2、昭62.7.10

命 令 書

申立人 総評全日本建設運輸連帯労働組合横浜合同支部惟村分会

被申立人 惟村建設運輸株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人の申し入れる昭和61年年末一時金問題に関する団体交渉において、申立人に被申立人の現状理解のために必要な資料を提供し、被申立人の回答額の根拠を合理的に説明するなどして、誠実にこれに応じなければならない。
- 2 被申立人は、本命令書交付後、速やかに次の誓約書を申立人に手交しなければならない。

誓 約 書

当社が、昭和61年年末一時金問題に関する貴組合との団体交渉において、貴組合に同問題を検討するために必要な資料を提供せず、今回の当社回答額と前年年末一時金妥結額との差を合理的に説明しなかったことは、このたび神奈川県地方労働委員会から、労働組合法第7条第2号に該当する不誠実な交渉態度であると認定されました。

よって当社は、このことを深く反省するとともに、すみやかに貴組合との交渉を再開して問題解決のために誠実に努力することをお約束いたします。

昭和 年 月 日

総評全日本建設運輸連帯労働組合

横浜合同支部惟村分会

分会長 A 1 殿

惟村建設運輸株式会社

社長 B 1

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人惟村建設運輸株式会社（以下「会社」という。）は、トラック20台、クレーン15台を有して建設資材の運搬及び建設機械のリースを主たる業務としており、会社の本件結審時の従業員数は39名（うち運転手32名）である。

(2) 申立人総評全日本建設運輸連帯労働組合横浜合同支部惟村分会（以下「組合」という。）は、昭和58年6月会社の運転業務に携わる従業員により結成された労働組合であり、本件結審時の組合員数は、24名である。

2 本件紛争発生前の一時金支給の状況

会社の従来年年末一時金平均額は、その時々々の情勢によって変動はあったものの、ほぼ20万から30万円程度、夏期一時金の平均額は、15万から25万円程度であり、会社創業以来年内に年末一時金が支払われないという事態は一度もなかった。

なお、昭和60年の会社の年末一時金平均額は、約30万円、昭和61年の夏期一時金の平均額は、約24万円であった。

3 本件紛争に係わる労使事情

- (1) 昭和61年11月7日、組合は、昭和61年年末一時金要求額51万5,418円を内容とする要求書を提出した。
- (2) 同月17日、年末一時金について第1回団体交渉が行われ、組合は、会社に対し要求内容の説明を行った。
- (3) 同月27日に行われた第2回団体交渉において、会社は、組合の年末一時金の要求に対して7万円を回答し、その理由として、会社の経営状態が悪く、金がない旨説明した。
- (4) 同年12月3日に行われた第3回団体交渉において、組合は、会社の年末一時金回答は、余りに低額であるとして上積みを要求するとともに、会社が7万円を回答するに至った根拠について説明を求めた。会社は、前回と同様会社の経営状態が悪く上積みは出来ない旨説明したが、組合は、会社の説明では納得しえないとして経理を含む経営資料の提示を求めた。会社は、経理の公開など到底出来ないとして、これを拒否した。そこで組合は、会社の交渉態度に変化がみられない以上同月8日からストライキを実施する旨、会社へ通告した。
- (5) 同月6日に行われた第4回団体交渉において、組合は年末一時金の上積みについて再検討するよう会社へ求めたが、会社の態度が変わらないためストライキ実施通告書を会社へ手交した。
- (6) 同月8日、組合は、通告どおりストライキに入った。会社における勤務は、会社の始業時までには顧客の作業現場に到着していることが必要であり、会社車庫から作業現場までの所要時間及び終業時以後会社車庫に帰着するまでの所要時間が、早出、残業扱いになっている。組合が、早出残業拒否を内容とするストライキを実施すると、組合員は、会社の始業時に車庫を出発して顧客の作業現場に向い、復路の所要時間を計算に入れて現場での作業を打ち切り、会社終業時に会社車庫に帰着することとしたため、現場との往復時間分、現場作業時間が短縮されることになった。組合は、同日から12日までの5日間これを実施した。
- (7) 組合は、翌9日、早期解決に向けて同月10日に団体交渉を行うよう会社へ申し入れ、会社もこれに同意した。しかし同月10日に会社は、社長が東京へ出張したため当日の団体交渉は時間的に無理であるとしてその中止を組合に伝えたとともに、年末一時金回答額7万円を撤回し、金額はゼロとする旨組合へ通告した。
- (8) 組合は、同月11日、当地労委にあっせんを申請するとともに、同日行われた第5回団体交渉において7万円の回答撤回等について、会社の釈明を求めた。
会社は、その理由として、組合が実施しているストライキにより1日約150万円の減収となり、支払い原資がなくなったと説明した。
- (9) 会社は、このストライキによって約750万円を失ったほか、会社の信用を失うなどの大きな損害を受けたと主張した。
- (10) 同年12月25日、当委員会は、年末一時金についてあっせんを実施し、労使双方に年末一時金を20万円とする案を提示し組合はこれを了承したが、会社がこれに同意しなかったため、同日あっせんを打ち切った。

(11) 同月27日に行われた第8回団体交渉において、会社は、組合の年末一時金の要求にこたえられない理由として、会社の経営状態が悪化し、昭和61年度末(昭和62年2月末日)には、累積赤字額が約1億2,500万円になると予測されること、金融負債額は、短期3,000万円、長期3,000万円で合計6,000万円にのぼること、これら赤字の原因は、契約単価の下落にあることを組合に伝えた。これに対し、組合は、越年資金がどうしてもほしい旨会社に要求したところ、会社は、撤回前と同額の7万円を回答した。

(12) 昭和62年1月5日に第9回団体交渉が行われたが、この交渉においても進展がみられなかったことから、組合は、同月8日年末一時金をめぐる会社の一連の交渉態度には誠実性がなく不当労働行為であるとして、当地労委に救済申立てを行った。

(13) 組合が、当地労委に救済申立てを行った日に行われた第10回団体交渉において、会社は、昭和61年度(当該年の3月1日から翌年の2月末日までの間をいう。以下各年度を通じて同じ。)末の累積赤字額が約1億1,500万円であると経営の状態を説明した。

組合は、新たに示された数字は、会社が第8回団体交渉で組合に示した数字と異なり納得できないこと、車両の稼働状況に前年との差はなく、会社に利益があがっていないとすれば、会社と顧客との間に会社の小型トラックを自由に使用するなどして事実上一体的に経営されている惟村建設機工(株)(以下「機工」という。)が介在し、そこに利益が蓄積されていると考えるほかないことを指摘し、さらに会社はクローラークレーン2台を機工に売却するなどして事業の重点を会社から機工に移行しつつあるとして、それへの懸念を表明するとともに、改めて会社及び機工の経理を含む経営資料を組合に提示するよう求めたが、会社は、経理の公開や他社の経営資料を提示することは出来ないとしこれを拒否した。

(14) 昭和62年1月13日に行われた第11回団体交渉において、会社は、口頭で組合に累積赤字の額、每期毎の赤字額及び借入金額の推移を説明するとともに、昭和61年2月末日までの損益計算書を10分程度組合に閲覧させた。しかし交渉の進展は見られなかった。

(15) 同月20日に行われた第12回団体交渉において、組合は、会社の赤字の原因の一つは会社の無計画な機材の更新投資にあるとして、今後の労使関係の収拾策について会社にただしたのに対し、会社は、「雇用の場の確保のためには我慢しかない」と答えた。

なお、社長は、当委員会の審問において、昭和61年度に約1億円の設備投資を行い、この投資に充当する借入金で赤字を増大させた旨証言した。

(16) 同月28日、会社は、本件の書証として昭和56年度から同60年度までの会社の貸借対照表、損益計算書などを当地労委に提出し、会社は、これらの提出書証から主として次の諸点を引用して経営が悪化しつつあると主張した。

イ 会社の各年度毎の赤字額について

昭和56年度	25,891,531円
昭和57年度	3,559,785円
昭和58年度	13,081,686円
昭和59年度	10,595,707円
昭和60年度	12,642,725円

ロ 受注単価の変遷について

(イ) 4トントラック受注単価

昭和54年度	26,000円
昭和56年度	26,000円
昭和57年度	26,000円
昭和58年度	26,000円

(ロ) 15トントラック受注単価

昭和53年度	42,000円
昭和54年度	42,000円
昭和55年度	40,000円
昭和56年度	36,000円
昭和58年度	34,000円
昭和60年度	32,000円
昭和61年度	33,000円

(ハ) 15トンラフタークレーン受注単価

昭和54年度	60,000円
昭和55年度	60,000円
昭和56年度	52,000円
昭和58年度	52,000円
昭和60年度	44,000円
昭和61年度	45,000円

(17) 同年2月5日に第13回団体交渉が行われたが、交渉の進展はなかった。

(18) 会社は、本件結審時まで、組合員、非組合員を問わず、昭和61年年末一時金を支給していない。

第2 判断及び法律上の根拠

1 当事者の主張について

組合は、会社が昭和61年年末一時金に関する団体交渉において、特段の業績悪化もないのに前年の同一時金妥結額の23%という低額回答に固執し、合理的な説明やその根拠となる資料の提供を拒んでいることは、不誠実な団体交渉であり、加えて組合がこのような会社の態度に対してストライキを実施すると、報復としてその低額回答すら撤回してゼロ回答を行うなど、会社は、いたずらに事態を混乱させて同一時金の不支給状態を作り出して、組合員に不利益を与え、組合執行部への不信感をあおって組合の弱体化を企図したことは、組合員なるが故の不利益取扱い及び組合組織の自主的な運営に対する支配介入であると主張する。

これに対して会社は、10年来の建設不況の結果、契約単価が年々下落して会社の業績が悪化し、ついに昭和61年度末の累積赤字は、1億1,500万円に達するという事態が予想され、会社の現状では7万円への上積み回答を行うことは到底不可能であり、7万円の回答を一度撤回したのも組合のストライキによって多大の損害を受け、支払い原資の資金繰りがつかなくなったためにやむをえず行ったものであり、このような会社の現状については、たび重なる組合との団体交渉において十分説明し、その資料についても、団体交渉の席上で閲覧の機会を与えた。したがってこれらの会社の行為が、不誠実な団体交渉や組合組織の自主的な運営に対する支配介入に該当するはずはない。また組合は、同一時金を会社が支

給しなかったことが不利益取扱いに該当すると主張するが、会社は、非組合員の従業員に対しても組合員と同様に支給していないのであるから、会社の行為が不利益取扱いに該当しないことは明白であると反論する。

当事者は、それぞれ以上のとおり主張するので以下判断する。

2 会社の団体交渉における対応（誠実性）について

会社は、自らの経営の現状については、たび重なる団体交渉において組合に十分に説明し、また、これに必要な資料は提示したとする。

しかし、会社が資料の提示について組合に対してとった態度を見ると、①会社が、自らの経営状態に関して具体的な数字を挙げて組合に説明したのは、労使が実質的な団体交渉に入ってから1か月後の第8回団体交渉が最初であること、②組合が会社の経営資料を閲覧したのは、昭和62年1月13日に開催された第11回団体交渉の席上が最初であること、③その閲覧を行うに当たっても、電子式卓上計算機の使用を禁ずるなど、検討の機会を著しく制限したものであること、④会社が組合に過去5期の貸借対照表、損益計算書などを提供したのは、当事者が実質的な団体交渉に入ってから2か月後の昭和62年1月28日であり、しかもそれは、自らの正当性を立証するために本件の書証として提出されたものであること、⑤さらにその中には、昭和61年年末一時金問題の交渉の資料として組合の説得に最も重要と思われる昭和61年の経営資料（会社は、昭和61年11月末までの仮締めの損益計算書が存在する旨述べている。）が、15トントラック及び15トンラフタークレーンの注文書の写しなどわずかな例を除いて、ほとんど含まれていないことの事実があり、会社が組合に対して必要な資料を十分に提供したとはいいいきれないことが、本件の全審問過程を通して明らかになっている。

これに対して、会社は、第10回団体交渉の席上で、損益計算書の閲覧を許したが、組合がこれを拒否して経理の全面公開を要求したこと、組合員も会社の従業員である以上、会社の経営状態の悪化については理解していたはずであることなどの事情があったと主張する。

たとえ会社の主張する前記事情を全面的に認めたとしても、前年の年末一時金が約30万円、当年の夏期一時金が約24万円で妥結して支払われており、会社の主張する経営の危機的状況が組合に会社から伝えられたのは、昭和61年11月27日の第2回団体交渉が最初であったという事情を考えると、これらの実績を前提として労働条件の向上を図ろうとする組合が、前年の23%という会社の回答に、会社の特段の説明なしに納得しないであろうことは、会社としても十分に承知していたと思われる。

もし会社に自らの困難な現状について組合と十分話し合ったうえで問題を解決しようとの意思があったならば、経営上どうしても明らかにしえないものを除き、本件問題解決に必要な資料を組合に提示して、組合に十分な検討の機会を与えるとともに、それに基づく説明を行えたはずである。

ところが、会社の組合に対する対応は、前記①から⑤のとおりであった。会社は、団体交渉の席上で組合に資料閲覧を許可したのに組合がこれを拒否して、会社からみれば理不尽な要求と述べる経理の全面公開を組合が迫ったという事情があり、これは組合の交渉上の駆引きによるものであると主張する。しかし会社が自ら低額と認めている回答の理由を、自らの困難な経営状態に求めている以上、会社の現状についての資料は、会社以外の者は

保有していないのであるから、この点について会社が前記①から⑤にみられる態度をとったことは、前記の組合の交渉態度に関する会社の主張を考慮してもなお、組合に対する説得性に欠ける点があったと判断せざるをえない。

会社は、上積み回答を行わなかったのは、十年来の建設不況の結果、赤字が累積して資金繰りの目途が立たず、もはや支払い能力が会社になくことによるものであり、また昭和61年年末一時金の不支給については、組合との団体交渉が妥結していない結果、不支給状態が生じているのであると主張する。

たしかに書証等によれば、会社の決算は、ここ数年にわたって赤字が継続し、昭和60年度末での累積赤字額は、約7,800万円であることが認められるが、昭和61年度の累積赤字額が、約1億1,500万円に達することが予想されたとの会社の主張には、確たる証拠がなく、疑問が残る。

その疑問点は、①車両の稼働状況が、ほぼ前年並であったこと、②前年まで下落一方であった契約単価が昭和61年に入ってわずかではあるが上昇に転じていること、③昭和61年を通して事故等による経営上の重大な支障があったことなどの疎明はないこと、④昭和61年、特に後期に急激な経営環境の悪化があったとの疎明はないこと、⑤昭和61年夏期一時金交渉において会社の主張するような経営悪化について組合への説明もなく、同一時金は、約24万円で妥結し支払われていること、⑥会社が、昭和61年の経営資料については、同年11月末仮締め損益計算書が存在する旨述べているにもかかわらず、その内容を明らかにしないことである。

これらの点について会社は、昭和61年度には約1億円の新規設備投資を行い、これが赤字額を増大させたこと、昭和61年夏期一時金妥結額24万円は、労使関係を尊重する立場から、無理に機材を売却して支払ったもので、いわば売り食いであるなどとその事情を述べている。

このように会社が昭和61年の経営資料を明らかにしない以上、これらの会社の事情説明によっても、前記①から⑤の疑問は解消しえないものである。加えて、前記のとおり、会社は、本件年末一時金問題に係わる団体交渉において、組合に必要な資料を提供せず、その検討の機会を制限し、会社がどのような現状認識と将来展望の下に経営上の判断を行い、組合員に当該7万円を回答したかについて組合に十分な説明を行わず、会社の立場からのみ主張をくり返すという状況においては、労使間に交渉の基盤となる共通の認識が成立するはずはないのであって、組合も会社と同様に自らの立場からのみ主張をくり返す結果となることは明らかである。以上により、会社の本件一時金交渉における態度は、自らの経営状態についての説明、その根拠となる資料の提供のいずれの面においても、未だ相手方たる組合を説得するための団体交渉を尽くしたということはできず、具体的な話し合いの余地を残しているものと判断せざるを得ない。その点で会社は、団体交渉において求められる誠実交渉義務に違反しており、労働組合法第7条第2号にいう「正当な理由なく団体交渉に応じ」なかったものと認める外はない。

3 一時金の不支給と不利益取扱い及び支配介入について

本件年末一時金が未だに支払われていないことについては、当事者間に争いのないところであるが、組合は、会社が意図的に団体交渉を長びかせ、本件年末一時金の不支給によって組合員を差別し、不利益取扱いしていると主張する。

たしかに本件一時金に関する団体交渉が難行している原因の多くが会社の行為に起因することは、前述のとおりであるが、会社が昭和61年年末一時金については、非組合員の従業員に対しても支給していないところから、非組合員の従業員との関係において本件年末一時金不支給が申立人組合の組合員なるが故の不利益取扱いであると認めることはできない。

また、本件一時金の支給が長期にわたって遅延していることは、組合員の生活を圧迫するなど、組合員にとって多大の不利益を生じていることは否定できないが、それは労使間の団体交渉の不調の結果によるものであり、会社がことさらに組合員なるが故に不利益取扱いをしているとの疎明がないから、組合の主張は採用できない。

組合はまた、会社が組合の行ったストライキに対する報復として、一度提示した7万円の回答を撤回しゼロ回答を行ったこと、あるいは本件年末一時金の不支給状態を作り出したことをもって、組合の弱体化を企図した支配介入であると主張する。

会社が組合のストライキの直後、いったん団体交渉において提示していた7万円の回答を撤回したことについては、組合のストライキに対する報復ないし、見せしめ的な気持ちが全くなかったとは断じ得ないが、会社は、その後組合の要求により再度7万円の有額回答をしており、また会社が組合のストライキによって資金上相当の影響を受けたであろうことも認められるから、会社が故意に一時金の不支給状態を作り出すことによって組合の運営に支配介入を行っているとは断ずることはできない。さらに組合は、会社が本件年末一時金の交渉過程を通じて組合員の執行部に対する不信感をあおり、もって組合の弱体化を図ったと主張するが、会社が本件年末一時金の団体交渉過程その他を通じてことさらに組合を誹ぼうしたり、執行部に対する批判を行ったとの疎明は得られず、その主張は採用できない。

4 救済の方法について

本件では、全体として労使関係に未成熟な点が多く見られるが、とりわけ会社の団体交渉における態度に、相手方を信頼して話し合いを通して問題を解決しようとする気持ちが乏しかったことに本件団体交渉が進展しなかった主たる理由があると認められることは上述のとおりである。

従って当委員会は、まず会社が従来 of 団体交渉における頑くんな態度を反省し、当事者間に速やかに正常な労使関係が確立されることを期待して主文第1項の措置を会社に命じた。しかし、申立人の求めるポストノーチスについては、会社も、少くとも本件申立てまでに前後10回に及ぶ団体交渉に応じてきた事実が認められ、問題はその交渉態度だけであるから、組合に対して主文第2項の誓約書を手交させることをもって相当と考える。

よって当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定を適用し、主文のとおり命令する。

昭和62年 7 月10日

神奈川県地方労働委員会
会長 秋 田 成 就